史跡唐沢山城跡保存活用計画書

（概要版）

栃木県佐野市教育委員会

国指定史跡とは？

文化財保護法（第109条）によって、文部科学大臣が記念物（史跡・名勝・天然記念物など）のうち重要なものを国の文化財として指定し、保護が図られることになります。唐沢山城跡は、平成26年3月18日に**佐野市において初めてとなる国の史跡に指定されました。**

史跡の概要のご紹介

名　　称：唐沢山城跡（からさわやまじょうあと）

所　　在：栃木県佐野市富士町・栃本町

指定面積：約194ha（1,941,923.17㎡）

説　　明：

市内に所在する唐沢山一帯に築かれた中世から近世初頭にかけての大規模な山城です。むかで退治で有名な藤原秀郷の流れをくみ、当地域を長らく領有していた佐野氏によって、戦国時代に地域支配の拠点として整備されました。越後の上杉氏や小田原の北条氏による攻撃を何度も退けた堅城として名高く、また、その後一時期入城した上杉氏や北条氏によって改修が行われたことでさらに堅牢な城郭へと発展していきます。そして、最終段階となる近世初頭には、関東では数少ない織豊系（しょくほうけい）の築城技術（織田信長や豊臣秀吉の勢力下の城郭に用いられている城づくりの技術）によって、高石垣（たかいしがき）を有する城郭として整備されるまでに至る歴史的な経緯を知ることができる貴重な史跡です。

城跡主要部への入口となるくい違い虎口（ちがこぐち）

400年を越えて今なお残る高石垣

保存活用計画とは？

国指定史跡となった唐沢山城跡を、後世に確実に継承していくためには、今後、長期にわたって適切な保存と管理を行う必要があります。また、郷土の宝として末永く親しまれていくための活用や、季節を問わず誰もが気軽に訪れることができる場所とするための整備も重要な課題となります。このように唐沢山城跡を保存活用していくための基本方針や、具体的な保存管理の方法と史跡の整備・活用の方法などをまとめたものが、**『史跡唐沢山城跡保存活用計画書』**です。なお、本書はその保存活用計画書の概要版です。

国指定史跡「唐沢山城跡」の範囲

赤い色で表示されているのが国指定史跡に指定された範囲です。

また、青い色で表示されている部分までが、唐沢山城跡のお城としての範囲（埋蔵文化財包蔵地）と考えられる範囲です。

いずれも現時点での範囲であり、今後の調査研究の進展などにより、さらに広がる可能性があります。

※注意：上記の図は、国指定史跡及び城跡（埋蔵文化財包蔵地）の範囲を示すことを目的に作成されたものであり、土地の境界等を示したものではありません。

これまでに実施した主な調査

平成19年度から唐沢山城跡の国指定史跡化を目指して、城跡の歴史や価値を明らかにするための調査を行いました。

文献調査
城に関する古文書や絵図などを調べました。

地形測量
唐沢山全体を測量して地形図を作成しました。

縄張調査
現地踏査をして城郭遺構（赤色で表示）の広がりや分布を調べました。

発掘調査
西麓（栃本）の根小屋（ねごや）の御台所（おだいどころ）（城主の下屋敷（しもやしき））や家臣の隼人屋敷（はやとやしき）などを発掘しました。

また、史跡指定後は唐沢山城跡の保存や整備に向けて、地上と航空のレーザ測量を実施し、石垣や周辺の地形を３次元データで詳細に記録化を行いました。

石垣レーザ測量

航空レーザ測量

様々な調査により史跡唐沢山城跡の価値が明らかとなってきました

― 城郭としての価値 ―

- ◇ 天然の要害（ようがい）に築かれた関東有数の大規模な山城である。
- ◇ 関東では数少ない織豊系城郭（しょくほうけいじょうかく）であり、高石垣（たかいしがき）が良好に残る。
- ◇ 山麓に複数の屋敷跡が良好に残る。
- ◇ 土づくりの城郭遺構（いこう）（堀（ほり）や土塁（どるい））が山頂から山麓まで残る。
- ◇ 地下にも城郭に関連した多様な遺構（いこう）が残る。
- ◇ 城郭の変遷を知ることができる。

山麓の御台所周辺をめぐる土塁

発掘調査で見つかった御台所の石列

岩盤を掘削して造られた千騎口

― その他の価値 ―

- ◇ 自然に関する価値（県立自然公園、保安林、地形、動植物）
- ◇ 信仰の価値（唐澤山神社、かつては中世の社寺が多数所在していた）
- ◇ 景観の価値（山容、眺望、四季折々の景観）
- ◇ 人々の営みや憩いの場としての価値（歴史的な出来事や今日の利用）

天狗岩付近のアカマツ

唐澤山神社参道の紅葉

唐沢山から望む富士山

史跡の保存活用の基本方針

これらの明らかとなった史跡の価値（城郭としての価値、その他の価値）を長期にわたって保存活用していくため、次の５つを基本方針とします。また、これまでに策定されている栃木県や佐野市の各計画や関係法令などとの調整や関係機関との連携によって、史跡の保存管理、活用、整備を進めていきます。

① 今後の唐沢山城跡の保存活用に関する計画等は、適切な史跡の保存管理が図られることを前提とします。

② 唐沢山城跡の特徴（関東有数の巨大な山城、織豊系（しょくほうけい）城郭として整備された希少性、良好な状態で残る山麓の屋敷群など）や全体像について、来訪者の理解を深めるためのガイダンス施設設置等の施策を行います。

③ 史跡の保存と活用との調和を図り、史跡見学と豊かな自然を楽しむことができるレクリエーションの場となるような整備を行います。

④ 市のシンボルであり郷土の誇るべき宝である唐沢山城跡の史跡整備の計画や、市民との協働による実施を通じて、歴史・文化を活かしたまちづくりに結びつけます。また、市内各所に残る多くの歴史・文化遺産との総合的な活用を目指します。

⑤ 「東国の戦国史」というテーマを共有する、県内外の自治体との広域的な連携や協力による取り組みを行い、観光の場としても活用を図り、市の観光政策の推進に貢献します。

※この方針に基づき、具体的な内容やスケジュールは、今後の史跡の整備基本計画を策定していくなかで、より詳細な検討を行います。

史跡の保存管理の考え方

様々な価値によって構成されている唐沢山城跡を確実に未来へ継承するためには、それぞれの価値を十分に把握した上で、適切に保存管理を行うことが重要です。

しかしながら、唐沢山の山頂から山麓にまで及ぶ関東有数の規模を誇る史跡を、一律的に保存管理を行うことはたいへん困難です。そのため、史跡を構成する価値や関連要素の特性や土地の利用状況などを考慮して、７頁の図のように地区区分を設定し、それぞれの地区ごとに応じた方法により保存管理を実施していきます。

また、史跡を保存する上では、その周辺環境を含めた景観の保全も重要な要素となります。景観行政団体でもある佐野市においては、唐沢山城跡を「歴史・文化拠点」と位置づけ、城跡を活かした景観形成を図るという方針がすでに示されていることもあり、今後あらためてその重要性の周知に努めていきます。

史跡の現状変更の考え方と許可申請手続き

史跡は、良好な状態のまま将来にわたって保存・継承されるべきものです。このため、史跡の保存や景観の保全に影響が及ぶような現状を変更（以下、現状変更）する行為は、原則として認められていません。しかしながら、防災や人命に関わる場合などのように、史跡の保存を前提としつつも、やむをえず現状変更を行おうとする場合の基本的な考え方については次のとおりです。

まずは、必ず事前協議をお願いします

現状変更を行う場合には、その行為の着手前に許可申請の手続きが必要となります。まず、許可申請の提出以前に、必ず佐野市（教育委員会事務局文化財課）へご協議ください。なお、ご連絡・お問い合わせ先は当概要版の奥付をご覧ください。

許可申請が必要となる主な行為

- 発掘調査などの結果を踏まえて行う遺構の復元等の整備
- 史跡の保存や整備のために必要な建築物及び工作物の新設
- 土地の改変を伴う行為
- 防災または人命(来訪者の安全性の確保を含む)に関し必要な建築物及び工作物の新設
- 建築物及び工作物の改築、移転または除去
- 公益上必要な電気、水道、下水道等の新設、改修、復旧
- 公益上必要な道路、水路、公園等の改修または復旧
- 仮設物の設置（短期的に撤去することが明らかな場合は要協議）
- 樹木の伐採（ただし、危険の回避など土地の維持管理上必要な行為であり、抜根を伴わない場合は要協議）
- 新規の植栽
- 上記の他、史跡の保存と景観の保全に影響を及ぼす行為

ただし、次のような場合は許可申請を必要としません。

- 草刈りなどの日常的な土地の維持管理の行為
- 農地の耕作や作物の栽培などの日常的な農作業で、土地の改変を伴わない行為
- 既存施設などの維持管理で、新規の掘削を伴わない行為
- 樹木の剪定や枝下ろしなどの植生の維持管理のための行為
- 非常災害発生に対応するための応急的な措置（恒久的な措置は許可申請が必要）

下図は、５頁の史跡の保存管理の考え方により設定した地区区分（Ⅰ～Ⅵ区）の範囲を示したものです。また、各地区の概要は右頁のとおりです。今後は、地区ごとに適切な保存管理や現状変更の取扱を行います。なお、それぞれの保存管理の方針や現状変更の取扱基準については、『史跡唐沢山城跡保存活用計画書』をご参照ください。

山頂部 Ⅰ区

Ⅰ区：山頂を中心として尾根の一部を含む

城跡の主要部にあたり、織豊系の高石垣を有する本丸跡をはじめ、主な曲輪が連続して配置されている特に重要な地区です。

（現在の状況：本丸跡の社殿のほか唐澤山神社の主な施設が立地しています。また、レストハウスやトイレ、駐車場、キャンプ場などがあります。）

山腹部 Ⅱ区

Ⅱ区：主として山腹であり尾根の一部を含む

縄張調査によって、地区内一帯に城郭遺構が広がっていることが確認されています。なかでもA（唐沢口周辺）、B（南方の尾根筋）、C（千騎口・つきとや周辺）は、特に遺構が集中している地点です。

（現在の状況：大部分は山林で、複数の登山道などが整備されています。）

山麓部 Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ区

Ⅲ区：北西麓の芝(柴)山口、大沢

栃本側の大手周辺にあたり、栃本公園の整備事業に伴う発掘調査によって、堀や建物跡が見つかっています。また、公園内には土塁の一部が保存されています。

（現在の状況：大沢は栃本公園として駐車場やトイレなどが整備されており、一般に利用されています。また、芝山口周辺は農地として利用されています。）

Ⅳ区：西麓の根小屋（御台所、隼人屋敷、和泉屋敷、家中屋敷など）

城主や家臣団の屋敷跡が数多く所在していた地区にあたり、地下に石垣などの遺構が良好な状態で残されていることが発掘調査によって確認されており、城郭としての価値を高めている重要な地区です。

（現在の状況：地区内に一定の面積を占める資材置き場が所在します。また、利用されていない土地が増えつつあり、家中屋敷の竹林は年々範囲を拡大しています。）

Ⅴ区：南麓の上ヶ木戸

古地図などの文献調査によって、富士側の大手にあたると推定される地区です。昭和 50 年代の農地整備によって旧来の地形から変わってしまっており、現況からは遺構などを確認することはできなくなっています。

（現在の状況：農地として利用されています。）

未指定地 Ⅵ区

Ⅵ区：国指定史跡化調査事業において、史跡指定を計画したものの未指定となっている土地

現時点では史跡の指定範囲外となっていますが、唐沢山城跡にとって重要な地点が数多く含まれていることから、今後、土地所有者の理解が得られた場合には、あらためて史跡への追加指定を検討し、保存を図る必要があります。

史跡の活用の方向性と主な方法

唐沢山城跡への来訪者の皆さんにアンケート調査を実施したところ、歴史・自然を学べる場として整備・活用することを望む声が最も多いという結果でした。このようなご期待に応えるべく、以下のような方法により史跡の活用に取り組んでいきます。

また、清水城跡（市史跡）から唐沢山城跡を経て佐野城跡（市史跡）へと至る、中世から近世初頭までの歴史的な展開を中心として、市内の城館跡（じょうかんあと）などの名所・旧跡や、寺社などの歴史的建造物、まつりなどの無形文化財や、その他の文化施設及び観光スポットなどとの回遊ルートやネットワークを築き、総合的な活用を進めていきます。さらに長期的には市外・県外との連携により、広域的な回遊の流れへ発展させていくことを目指します。

①城跡の周知と公開

▷唐沢山城跡をよく知っていただくために、史跡を広く一般に公開していきます。

▷広報さの、市ホームページ、案内パンフレット、史跡の保存整備事業ＰＲチラシなどによって、積極的に情報発信を行います。

②学校教育との連携

▷学校との連携により、郷土学習の一環として、市内の小・中学生が必ず一度は唐沢山城跡を訪れる機会を作るような取り組みを検討します。

▷学校教育で使用する社会科学習の副読本などの教材への情報提供や支援を充実させていきます。

夏休みの佐野・芦屋青少年交流事業での唐沢山城跡見学

③大学などの研究・教育機関との連携

▷史跡の保存整備を進める上での課題（植生管理など）の解決や改善に向けて、大学などの研究・教育機関との連携や協力を得ながら対応を図ります。

御台所で行われた筑波大学による調査（地中探査）

④社会教育との連携

▷図書館や公民館などの講座や自主活動に向けて、歴史や史跡に関する講座、史跡めぐりなどのメニューを提供していきます。

▷郷土博物館と連携して、唐沢山城跡に関連する企画展などを開催していきます。

⑤観光政策との連携

▷観光イベントなどを通じて、一般観光客に向けてＰＲを行います。また、観光部局や関係団体を通じてツアーなどを企画する観光事業者に対しても情報発信を行い、唐沢山城跡への誘客につなげます。

▷史跡の保存整備の進展と公開範囲の拡大に合わせて、パンフレットなどを充実させ、来訪者の山麓部への誘導を図ります。

史跡の整備の方向性と概要

史跡の整備には、保存のための整備と活用のための整備があります。また、唐沢山城跡の実像をいっそう明らかにするために次のような各調査を実施し、それぞれの成果を史跡整備へと反映させていく必要があります。

史跡整備に向けて実施を計画する各調査

- □ 石垣などの地上遺構の構造に関する調査
- □ 地下遺構を把握するための発掘調査
- □ 古文書や絵図などの史・資料調査
- □ 史跡整備の手法に関する調査
- □ 他の城郭との比較調査
- □ 築城や修復技術に関する調査
- □ 地中レーダー探査などの非破壊的調査

・・・など

調査成果を整備へ反映

	保存のための整備 目標：城跡を良好な状態のまま維持し、史跡の価値を持続させます。	活用のための整備 目標：城跡の魅力を高め、安全・快適に史跡を見学できるようにします。
山頂部	○重要な城郭遺構（いこう）の保存 ○石垣等の遺構（いこう）の保存や曲輪（くるわ）の空間的復元のための植生管理 ○排水施設の維持及び再整備	○案内・説明サインなどの設置及び再整備 ○便益施設の再整備 ○眺望確保のための植生管理 ○情報提供施設の設置
山腹部	○急斜面の保全と崩落箇所の復旧 ○遺構（いこう）上に堆積した枯損木等の撤去 ○既設の登山道の維持及び再整備	○環境整備による遺構（いこう）の顕在化 ○既設の登山道に沿った見学ルートの設置
山麓部	○西麓（栃本）根小屋（ねごや）の屋敷群跡の環境維持 ○史跡指定範囲の明示	○環境整備による屋敷群跡などの遺構の顕在化 ○西麓（栃本）根小屋（ねごや）の見学ルートの設置 ○案内・説明サインなどの設置 【長期的目標】 ○西麓（栃本）根小屋の史跡公園化 ○ガイダンス施設の設置

史跡の保存活用を推進するための体制整備

史跡唐沢山城跡の長期にわたる保存活用については、史跡の管理団体である佐野市が中心となり、専門家で構成される（仮称）保存整備調査指導委員会の指導・助言のもと、文化庁及び栃木県教育委員会や、唐沢山に関係する栃木県などの行政機関との連携、協力により進めていきます。

その一方で、市のシンボルともいえる史跡唐沢山城跡を、郷土の宝として末永く大切にしていくためには、行政の取り組みだけでは限界があります。土地所有者との合意形成や、地域住民をはじめ多くの市民の皆さんに、様々な形でご参画いただけるよう協働体制を築きながら、史跡の保存活用を推進していきたいと考えています。

今後の事業の予定について

この保存活用計画を踏まえて、平成 28 年度には史跡の整備基本計画（具体的な整備の範囲や内容を検討する）、平成 29 年度には整備実施計画（詳細な設計を行う）を策定していきます。その後、平成 30 年度より史跡整備に着手することを目指します。

『史跡唐沢山城跡保存活用計画書（概要版）』
平成 28 年 2 月　編集・発行　　佐野市教育委員会事務局文化財課

〒327 - 0398　栃木県佐野市田沼町 974 - 1
（ご連絡・お問い合わせ先）TEL：0283 - 61 - 1177　FAX：0283 - 62 - 6377

唐沢山城跡ＰＲキャラクター
からまる・からちゃん